## 「モノなしマルチ商法」に注意!

友人や SNS で知り合った人に誘われて、暗号資産(仮想通貨)で海外事業等への投資などのもうけ話から「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され契約したが、よくわからないので事業者に解約や返金を求めたが交渉が難しい。

といった被害報告が全国で多くなっています。

## 投資や利殖※1目的の契約の場合のチェックリスト

- □保護者の同意は得ていますか?(未成年者が契約する場合、原則として保護者の同意が必要です。)
- □利益や損失が出るしくみを正しく理解していますか?
  - ※儲け話の実態が、後から加入した者が支出した金銭を、先に加入した者が受け取るという金銭配当組織である場合、法律で禁止されているネズミ講(無限連鎖講)の可能性もあります。
  - ※外貨や仮想通貨で支払いをするケースもみられますが、この場合解約できたとしても円に戻すときに為替差 損が発生することもあります。
- □最大の損失額はいくらになりますか? (損失が出ても生活に支障はないですか?)
- □「絶対にもうかる」などと言われていませんか?

(特定商取引法では、不実勧誘・誇大広告等を禁止しています。)

- ※不実勧誘→取引により得られる利益等について「不実のことを告げる行為」
- ※誇大広告等→取引により得られる利益等について「著しく事実に相違する表示」または「実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると誤認させるような表示」)
- □許可・登録を受けた業者か、客観的な資料で確認しましたか?
  - ※事業者の連絡先を把握しておらず、連絡手段がメールなどに限られていると、解約しようとしても交渉が難 しいことがあります。紹介者だけでなく、契約事業者の所在地や連絡先をよく調べましょう。
- □本当に必要ですか?(損失がでる可能性のある投資契約は慎重な判断が必要です。)
- □家族や知人、消費生活センター等に相談しなくて大丈夫ですか?

※1利殖:資金をうまく運用して利子や配当金によって財産をふやすこと

(国民生活センター発行「2020年度版 くらしの豆知識」を参考に作成)

## 疑問や不安、困ったときは、「相談」しましょう! 学校や警察以外でも「相談」するところはありますよ!

主な相談機関: 消費者ホットライン 局番なし 188

沖縄県消費生活センター (098) 863-9214

沖縄県消費生活センター(宮古分室) (0980) 72-0199

沖縄県消費生活センター(八重山分室) (0980) 82-1289

